

第5章

申請に対する標準処理期間の基準

第1 申請に対する標準処理期間

申請に対する標準処理期間の基準は、次のとおりとする。

	申請項目	標準処理期間	標準処理期間の設定
1	危険物の仮貯蔵・仮取扱の承認	5日	<ul style="list-style-type: none"> 申請日の翌日から起算し、危険物仮貯蔵・仮取扱承認日までとする。 休日等及び書類の補正に要する期間は含まない。
2	危険物施設の設置の許可	21日	<ul style="list-style-type: none"> 申請日の翌日から起算し、許可日までとする。 ただし、KHKへの審査委託期間は含まない。 休日等及び書類の補正に要する期間は含まない。
	危険物施設の変更の許可	14日	
3	危険物施設の完成検査	5日	<ul style="list-style-type: none"> 検査完了日の翌日から起算し、完成検査済証交付日までとする。 休日等の期間は含まない。
4	仮使用の承認	14日	<ul style="list-style-type: none"> 申請日の翌日から起算し、仮使用承認日までとする。 休日等及び書類の補正に要する期間は含まない。
5	危険物施設の完成検査前検査	5日	<ul style="list-style-type: none"> 検査完了日の翌日から起算し、通知（水張検査又は水圧検査にあっては、タンク検査済証の交付）する日までとする。 ただし、KHKへの審査委託期間は含まない。 休日等及び書類の補正に要する期間は含まない。
6	予防規程の認可、変更認可	15日	<ul style="list-style-type: none"> 申請日の翌日から起算し、認可日までとする。 休日等及び書類の補正に要する期間は含まない。
7	定期保安検査 臨時保安検査	5日	<ul style="list-style-type: none"> 検査完了日の翌日から起算し、保安検査済証交付日までとする。 ただし、KHKへの審査委託期間は含まない。 当該施設に変更工事があるときの保安検査済証交付日は、完成検査済証交付日と同一とする。 休日等及び書類の補正に要する期間は含まない。
8	完成検査済証の再交付	5日	<ul style="list-style-type: none"> 申請日の翌日から起算し、完成検査済証再交付日までとする。 休日等及び書類の補正に要する期間は含まない。
9	保安検査時期の変更	5日	<ul style="list-style-type: none"> 申請日の翌日から起算し、保安検査時期変更承認書交付日までとする。 休日等及び書類の補正に要する期間は含まない。
10	保安検査時期の延長	5日	<ul style="list-style-type: none"> 申請日の翌日から起算し、保安検査時期延長承認書交付日までとする。 休日等及び書類の補正に要する期間は含まない。
11	内部点検期間の延長	5日	<ul style="list-style-type: none"> 申請日の翌日から起算し、内部点検期間延長承認書交付日までとする。 休日等及び書類の補正に要する期間は含まない。
12	休止の確認	5日	<ul style="list-style-type: none"> 申請日の翌日から起算し、休止確認済書交付日までとする。 休日等及び書類の補正に要する期間は含まない。
13	漏れの点検期間延長	5日	<ul style="list-style-type: none"> 申請日の翌日から起算し、漏れの点検期間延長承認書交付日までとする。 休日等及び書類の補正に要する期間は含まない。